

平成24年度

川本町水質検査計画

川本町役場地域整備課

内 容

- 1 はじめに
- 2 各水道施設における原水から給水栓に至るまでの水質の状況と留意点
- 3 定期の水質検査における項目・採水場所・検査回数及びその理由
- 4 定期の水質検査における省略項目及びその理由
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の委託内容
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表方法
- 8 その他
 - (1) 水質検査結果の評価
 - (2) 水質検査計画の見直し
 - (3) 水質検査の精度と信頼性保証
 - (4) 関係機関との連携

1 はじめに

新しい水質基準が定められたことに伴い、水質検査については、各水道事業者が、原水や浄水の水質に関する状況に応じて、合理的な範囲で検査の回数を減ずる又は省略を行うことができるよう、水道法施行規則において、検査の回数及び省略に関する規定の整備がおこなわれました。

こうしたことから、当町水道事業においては、検査項目や検査頻度等について、水源における状況等を踏まえた上過去の水質検査結果の実績を最大限生かす形で検討を行い、本水質検査計画を策定する事としました。

2 各水道施設における原水から給水栓に至るまでの水質の状況と留意点

当町においては、現在簡易水道施設として5施設、飲料水供給施設として3施設、専用水道として1施設の浄水場を有しております。各々の浄水場で処理された水は、浄水場より配水池を経て町内各所に給水しております。

これらの各浄水場の概要を含めた水質状況と留意点は次表のとおりです。

施設名	川本町簡易水道		
浄水場名	川本浄水場	因原浄水場	三原浄水場
所在地	上新町・中新町・下新町・日の出・元町・本町・谷町・天神町・木路原・多田・久座仁・三島・木谷・上尾原・下尾原・中倉地区地内	上因原・下因原地区地内	三原・田窪・南佐木・親和地区地内
水源名	川本第1～第2水源	因原井手の内・因原志谷水源	三原第1～第5水源
1日平均給水量	971.6 (m ³)		220.5 (m ³)
水源周辺の状況	周辺には特定の汚染源は存在していない。	周辺には特定の汚染源は存在していない。	周辺には特定の汚染源は存在していない。
原水の種類	浅層地下水	浅層地下水	湧水・深層地下水
原水の状況	今までのところ特異的に検出された物質はないが、大腸菌が検出されたときがあった。	地質由来であるアルミが検出されたことがある。	地質由来であるフッ素及びマンガンを検出されたことがある。
浄水方法	塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)のみ	塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)のみ	緩速ろ過 塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)
浄水の状況	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、蒸発残留物、塩素酸、総トリハロメチン、アモニウムが基準値の10%を超えたときがあった。	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、蒸発残留物、塩素酸、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値の10%を超えたときがあった。	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、フッ素、塩素酸が基準値の20%、蒸発残留物、硬度、総トリハロメチンが基準値の10%を超えたときがあった。
水質管理上留意する点	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②超過項目の定期的な検査の実施 ③原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②超過項目の定期的な検査の実施 ③原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②超過項目の定期的な検査の実施 ③原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認

施設名	川本町簡易水道		
浄水場名	湯谷浄水場	三俣浄水場	小谷浄水場
所在地	湯谷・三谷地区地内		小谷地区地内
水源名	湯谷水源（予備）	三俣水源	小谷水源
1日平均給水量	68.4 (m ³)		21.5 (m ³)
水源周辺の状況	周辺には特定の汚染源は存在していない。	周辺には特定の汚染源は存在していない。	周辺には特定の汚染源は存在していない。上流域は山林である。
原水の種類	湧水（予備）	浅層地下水	表流水
原水の状況	今までのところ特異的に検出された物質はない。	今までのところ特異的に検出された物質はない。	地質由来であるヒ素及びフッ素が検出されたことがある。
浄水方法	塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)のみ	緩速ろ過 塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)	緩速ろ過 塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)
浄水の状況	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、塩素酸が基準値の20%、蒸発残留物が基準値の10%を超えたときがあった。	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、塩素酸が基準値の20%、硝酸態窒素・亜硝酸態窒素、蒸発残留物、硬度が10%を超えたときがあった。	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、塩素酸、総トリハロメタリ、クロロホルム、ブロムトリハロメタリが基準値の20%、アルミニウム、ジクロロ酢酸、蒸発残留物が10%を超えたときがあった。
水質管理上留意する点	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②超過項目の定期的な検査の実施 ③原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②超過項目の定期的な検査の実施 ③原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②超過項目の定期的な検査の実施 ③原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認

施設名	川本町簡易水道		
浄水場名	田原浄水場	市井原浄水場	笹畑浄水場
所在地	田原地区地内	市井原地区地内	笹畑地区地内
水源名	田原水源	市井原第1・市井原第2水源	笹畑水源
1日平均給水量	10.6 (m ³)	8.8 (m ³)	21.9 (m ³)
水源周辺の状況	周辺には特定の汚染源は存在していない。上流域は山林である。	周辺には特定の汚染源は存在していない。上流域は山林である。	周辺には特定の汚染源は存在していない。
原水の種類	湧水	湧水・河川水	深層地下水
原水の状況	今までのところ特異的に検出された物質はない。	地質由来であるフッ素及びマンガンの高い濃度で検出されたことがある。	今までのところ特異的に検出された物質はないが、大腸菌が検出されたときがあった。
浄水方法	緩速ろ過 塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)	上向きろ過 塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)	マンガン砂ろ過 塩素消毒(次亜塩素酸ソーダ)
浄水の状況	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、塩素酸、ブロムトリハロメタリが基準値の20%、ジクロロ酢酸、蒸発残留物、総トリハロメタリが10%を超えたときがあった。	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、塩素酸、ブロムトリハロメタリ、総トリハロメタリ、クロロホルム、ジクロロ酢酸が基準値の20%、蒸発残留物、硝酸態窒素・亜硝酸態窒素が10%を超えたときがあった。	過去3年において検査結果は全て水質基準を満たしていたが、フッ素、蒸発残留物、硬度、塩素酸が基準値の20%、ヒ素が10%を超えたときがあった。
水質管理上留意する点	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②消毒副生成物の抑制 ③超過項目の定期的な検査の実施 ④原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①クリプト等及び指標菌検査の実施 ②消毒副生成物の抑制 ③超過項目の定期的な検査の実施 ④原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認	①フッ素の検出状況 ②クリプト指標菌検査の実施 ③超過項目の定期的な検査の実施 ④原水の水質基準項目検査の実施及び水源周辺の状況変化の確認

3 定期の水質検査における項目・採水場所・検査回数及びその理由

1) 給水栓水の水質検査

水道法施行規則第15条の規定に基づき別表1のとおりの内容で水質検査を行います。

尚、採水の場所については、供給される水道水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定する事になっていますので、各浄水場の給水区域ごとの給水栓（蛇口）を原則とします。また、給水区域が広範囲な場所については、複数箇所を選定しています。

2) 原水の水質検査

全ての水源において、水質基準項目全項目のうち消毒副生成物11項目を除く項目について、年1回検査を行います。また、川本第一・川本第二・因原井手の内・因原志谷・湯谷水源においては、ろ過設備を有していない等の理由より、糞便由来であるクリプトスポリジウム（病原性微生物）による汚染の疑いがあるかどうかを確認するために、毎月1回クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）を3ヶ月毎に1回クリプトスポリジウム等検査（原虫検査）を行います。また笹畑水源においても、ろ過設備がマンガン砂ろ過のみ等の理由より、3ヶ月毎に1回クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）を行います。その他、三原・三俣・小谷・田原・市井原においてもろ過設備を有しているが、汚染の確認の為に1年に1回クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）及びクリプトスポリジウム（原虫検査）を行います。

4 定期の水質検査における省略項目及びその理由

別表1・別表2及び別添1に記載のとおりです。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査については、供給する水が次に掲げる理由により、水質基準に適合しないおそれがあるときに実施します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

なお、この臨時検査については、異常のおそれがある項目のほか、関連する項目等を対象として実施することとし、安全が確認されるまで継続して検査を行います。

6 水質検査の委託の内容

当町では自ら検査を行う施設、設備等を有していませんので、毎日行う検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査）以外の水質検査については、すべて水道法第20条第3項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という。）へ委託して行います。

7 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、当町のホームページに掲載するほか、公民館及び当町地域整備課カウンターで閲覧できるようにします。また、検査結果についても、速やかに当町のホームページに掲載するほか、公民館及び当町地域整備課カウンターで閲覧できるようにします。

8 その他

(1) 水質検査結果の評価

水質検査の結果、水質基準に適合しない場合においては、直ちに原因究明を行い、水質基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じることとしています。また、適合している場合においても、過去の傾向と異なるときは再検査や原因究明を行い、必要に応じて対策を講じることとしています。

評価の基準としては水質基準値の10%又は20%を超過しているかどうかを目安としますが、水源の状況、採水場所の状況等と照らし合わせて安全性を評価します。

(2) 水質検査計画の見直し

- ① 水質検査で特異な値が検出された場合には再検査や原因究明を行いますが、これが長期間にわたるおそれがあるときには必要な検査を行うように内容を見直します。
- ② 水源等において、水道水質に影響を及ぼすと思われる状況が発生したときには必要な検査を行うように内容を見直します。
- ③ 長期間にわたる水質検査結果から、水質が悪化していることが確認でき、検査の回数を増やす必要があると考えられる場合には必要な検査を行うように内容を見直します。
- ④ 各系統において代表的な水質を検査する地点が変更になったときには採水の場所を見直します。
- ⑤ 水道水の安全性に影響を及ぼすと思われる状況等が新たに発生した場合には、これに適切に対処するために内容を見直します。

尚、水質検査計画の策定にあたりましては、水質検査計画に対する町民の皆様からのご意見・ご要望等を参考にさせていただきます。

(3) 水質検査の精度と信頼性保証

水道水の安全性を確保し、町民に信頼される水道水を供給するためには、水質検査の精度と信頼性保証は極めて重要であります。そのため、当町では水質検査の委託先である登録水質検査機関の精度管理体制等を厳しく審査し、適切な水質管理ができるよう努めます。

(4) 関係機関との連携

1) 県との連携

水質管理等に際して、問題が生じた場合には、所管の保健所等の指導・助言を受けるなどにより一層関係を密にしていきます。特に水源での水質事故が発生した場合あるいは地震、水害等の自然災害により正常な給水が困難となった場合など緊急事態が生じたときには連携を強化し適切に対処します。

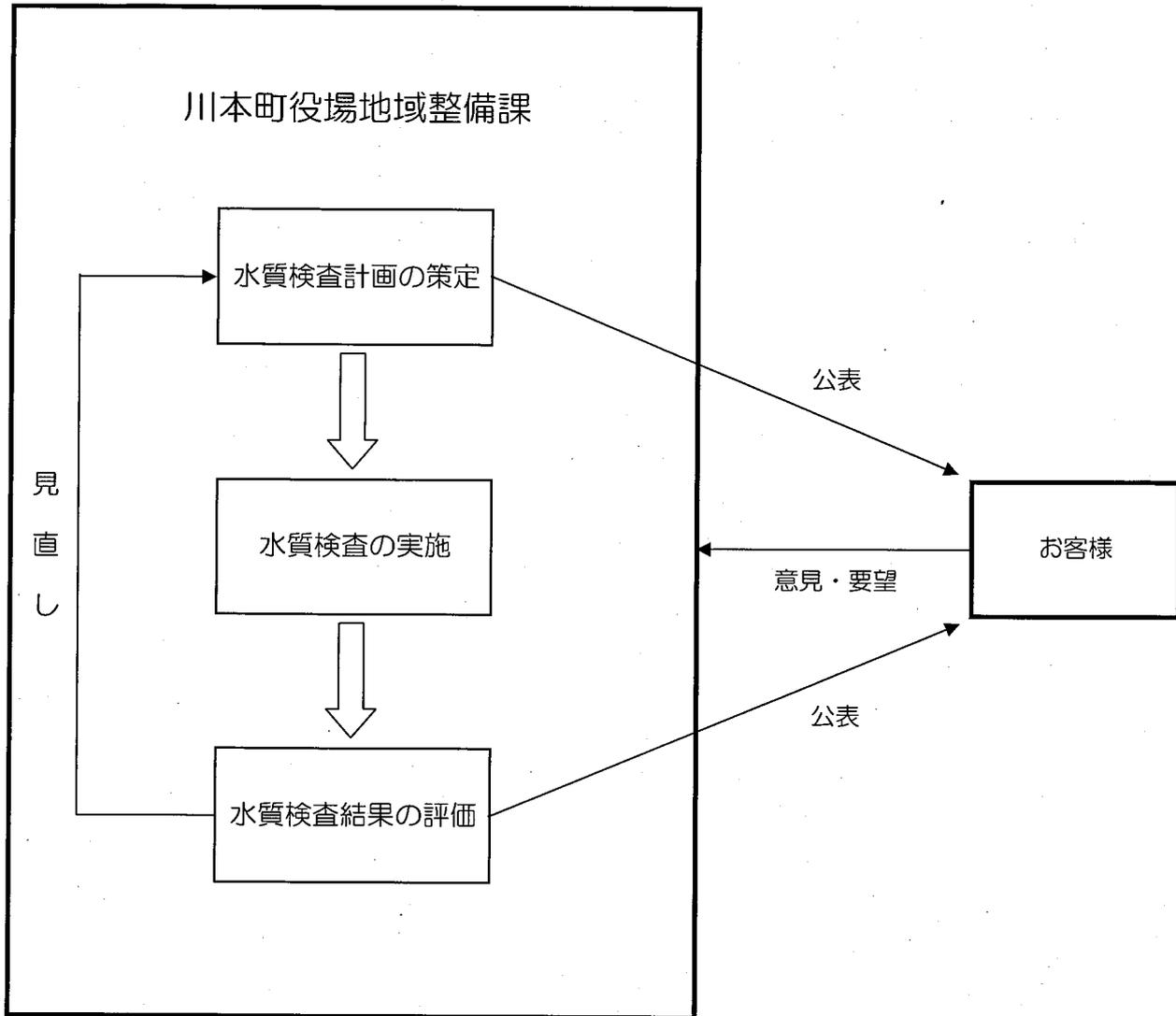
2) 近隣市町村との連携

近隣市町村とは連携を密にする必要があるために、水質管理等に関する情報の共有化を図り、非常時の相互協力体制をさらに強化していきます。

3) 水質検査の委託先（登録検査機関）との連携

水質に関する専門知識とノウハウを有する登録検査機関から得る情報等は大変有益であるとともに非常時に即時対応できる体制を確立する上でも登録検査機関との連携は最重要であるといえます。今後においても連絡調整を密にして適切な水質管理ができるように努めます。

<概念図>



水質検査計画表(平成24年度)

区分	採水場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浄水	川本簡易水道① 川本町役場	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	川本簡易水道② 多田集会所	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	川本簡易水道③ 川本西公民館	□■ NOx-N TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	三原簡易水道① 寺本金物店	□■ F TH TR	□	□	□■ F	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	三原簡易水道② 親和集会所	□■ F TH TR	□	□	□■ F	□	□	□■ F	□	□	□■ F	□	□
	三谷簡易水道① 遠藤大作宅	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	三谷簡易水道② 竹下敬子宅	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	小谷飲料水供給施設 半部集会所	□■ AL TR	□	□	□■ AL	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	田原飲料水供給施設 八幡会館	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	市井原飲料水供給施設 坂口賢治宅	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	笹畑飲料水供給施設 城納守宅	☆	□	□	□■ F TH TR	□	□	□■ F TH TR	□	□	□■ F TH TR	□	□
原水	川本簡易水道① 川本第1水源	指	指ク	指	指	指ク★	指	指	指ク	指	指	指ク	指
	川本簡易水道② 川本第2水源	指	指ク	指	指	指ク★	指	指	指ク	指	指	指ク	指
	川本簡易水道③ 因原井手の内水源	指	指ク	指	指	指ク★	指	指	指ク	指	指	指ク	指
	川本簡易水道④ 因原志谷水源	指	指ク	指	指	指ク★	指	指	指ク	指	指	指ク	指
	三原簡易水道① 第1水源					指ク★							
	三原簡易水道② 第2水源					指ク★							
	三原簡易水道③ 第3水源		指			指★			指			指	
	三原簡易水道④ 第4水源		指			指★			指			指	
	三原簡易水道⑤ 第5水源					指ク★							
	三谷簡易水道① 湯谷水源	指	指ク	指	指	指ク★	指	指	指ク	指	指	指ク	指
	三谷簡易水道② 三俣水源					指ク★							
	小谷飲料水供給施設 小谷水源					指ク★							
	田原飲料水供給施設 田原水源					指ク★							
市井原飲料水供給施設 第1・第2水源					指ク★								
笹畑飲料水供給施設 笹畑水源		指			指★			指			指		

凡例) □:基本項目検査(9項目) ■:3ヶ月毎検査(15項目) ☆:全項目検査(浄水50項目) ★:全項目検査(原水38項目)
 NOx-N:硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 AL:アルミニウム F:フッ素 As:ヒ素 TH:カルシウム・マグネシウム等硬度
 TR:蒸発残留物 ク:クリプトスポリジウム・ジアルジア検査 指:クリプト指標菌検査

区分	採水場所	9項目	15項目	50項目	NOx-N	Al	F	As	TH	TR	38項目	クリプト	指標菌
浄水	川本簡易水道管末① 川本町役場	12	4	0	0	0	0	0	0	1			
	川本簡易水道管末② 多田集会所	12	4	0	0	0	0	0	0	1			
	川本簡易水道管末③ 川本西公民館	12	4	0	1	0	0	0	0	1			
	三原簡易水道① 寺本金物店	12	4	0	0	0	2	0	1	1			
	三原簡易水道② 親和集会所	12	4	0	0	0	4	0	1	1			
	三谷簡易水道① 遠藤大作 宅	12	4	0	0	0	0	0	0	1			
	三谷簡易水道② 竹下敬子 宅	11	3	1	0	0	0	0	0	0			
	小谷飲料水供給施設 半部集会所	12	4	0	0	2	0	0	0	1			
	田原飲料水供給施設 八幡会館	11	3	1	0	0	0	0	0	0			
	市井原飲料水供給施設 坂口賢治 宅	11	3	1	0	0	0	0	0	0			
	笹畑飲料水供給施設 城納守 宅	11	3	1	0	0	3	0	3	3			
原水	川本簡易水道① 川本第1水源										1	4	12
	川本簡易水道② 川本第2水源										1	4	12
	川本簡易水道③ 因原井手の内水源										1	4	12
	川本簡易水道④ 志谷水源										1	4	12
	三原簡易水道① 第1水源										1	1	1
	三原簡易水道② 第2水源										1	1	1
	三原簡易水道③ 第3水源										1		4
	三原簡易水道④ 第4水源										1		4
	三原簡易水道⑤ 第5水源										1	1	1
	三谷簡易水道 湯谷水源										1	4	12
	三谷簡易水道 小谷水源										1	1	1
	小谷飲料水供給施設 三俣水源										1	1	1
	田原飲料水供給施設 田原水源										1	1	1
	市井原飲料水供給施設 第1・第2水源										1	1	1
笹畑飲料水供給施設(専用水道) 笹畑水源										1		4	
合計		128	40	4	1	2	9	1	5	10	15	27	79

別表2 超過項目

1. 各管末における過去36ヶ月の水質検査結果の状況(検査頻度に影響する項目のみ)について

区分	採水場所	基準値の10%超過項目 (年1回以上の頻度で検査を行う必要がある)	基準値の20%超過項目 (年4回以上の頻度で検査を行う必要がある)
浄水	1 川本簡易水道管末① 川本町役場	・蒸発残留物(TR) ・塩素酸(CLO)	該当項目なし
	2 川本簡易水道管末② 多田集会所	・蒸発残留物(TR) ・塩素酸(CLO) ・総トリハロメタン ・プロモジクロロメタン(CHBrCL2)	該当項目なし
	3 川本簡易水道管末③ 川本西公民館	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(NOx-N) ・塩素酸(CLO) ・蒸発残留物(TR)	該当項目なし
	4 三原簡易水道① 寺本金物店	・蒸発残留物(TR) ・カルシウム、マグネシウム(硬度)(TH)	・フッ素(F)及びその化合物 ・塩素酸(CLO)
	5 三原簡易水道② 親和集会所	・蒸発残留物(TR) ・カルシウム、マグネシウム(硬度)(TH) ・総トリハロメタン	・フッ素(F)及びその化合物 ・塩素酸(CLO)
	6 三谷簡易水道① 遠藤大作 宅	・蒸発残留物(TR)	・塩素酸(CLO)
	7 三谷簡易水道② 竹下敬子 宅	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(NOx-N) ・カルシウム、マグネシウム(硬度)(TH) ・蒸発残留物(TR)	・塩素酸(CLO)
	8 小谷飲料水供給施設 半部集会所	・アルミニウム(AL)及びその化合物 ・蒸発残留物(TR) ・ジクロロ酢酸(DCA)	・総トリハロメタン ・塩素酸(CLO) ・プロモジクロロメタン(CHBrCL2) ・クロロホルム(CHCL3)
	9 田原飲料水供給施設 八幡会館	・蒸発残留物(TR) ・総トリハロメタン ・ジクロロ酢酸(DCA)	・塩素酸(CLO) ・プロモジクロロメタン(CHBrCL2)
	10 市井原飲料水供給施設 坂口賢治 宅	・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(NOx-N) ・蒸発残留物(TR)	・塩素酸(CLO) ・プロモジクロロメタン(CHBrCL2) ・総トリハロメタン ・クロロホルム(CHCL3) ・ジクロロ酢酸(DCA)
	11 笹畑飲料水供給施設(専用水道) 城納 守 宅	・ヒ素(As)及びその化合物	・フッ素(F)及びその化合物 ・カルシウム、マグネシウム(硬度)(TH) ・蒸発残留物(TR) ・塩素酸(CLO)

2. 検査頻度について

- 基本項目9項目(一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物等・pH値・味・臭気・色度・濁度)については、毎月検査を行います。
- 消毒剤(臭素酸)及び消毒副生成物(シアン・クロロホルム・ジブロモクロロメタン・プロモジクロロメタン・プロロホルム・総トリハロメタン・クロロ酢酸・ジクロロ酢酸・トリクロロ酢酸・ホルムアルデヒド)並びに新規項目(塩素酸、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン)については、3ヶ月毎検査として年4回を行います。
- 基準値の10%超過項目については、年1回行います。また、基準値の20%超過項目については、年4回行います。
- 採水場所の5・6・8については、全項目検査を年1回行います。なお、当該場所における基準値の10%超過項目がある場合については、このときに検査を実施します。

別添1 新水質基準項目等の検査における、給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
-	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注4の通り
7	砒素及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}			注3の通り
8	六価クロム化合物	不可			注4の通り
9	シアン化合物イオン及び塩化シアン			不可	不可
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{注1}		注2の通り	
11	フッ素及びその化合物				注3の通り
12	ホウ素及びその化合物				注3の通り(海水を原水とする場合不可。)
13	四塩化炭素				当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
14	1,4-ジオキサン				
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
16	ジクロロメタン				
17	テトラクロロエチレン				
18	トリクロロエチレン				
19	ベンゼン				
20	塩素酸	不可		不可	不可
21	クロロ酢酸				
22	クロロホルム				
23	ジクロロ酢酸				
24	ジブロモクロロメタン				
25	臭素酸				注3の通り(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)
26	総トリハロメタン				不可
27	トリクロロ酢酸				
28	ブロモジクロロメタン				
29	ブロモホルム				
30	ホルムアルデヒド				

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
31	亜鉛及びその化合物	不可	概ね3月に1回以上	注2の通り	注4の通り
32	アルミニウム及びその化合物				
33	鉄及びその化合物				
34	銅及びその化合物				
35	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	注3の通り
36	マンガン及びその化合物	不可			
37	塩化物イオン		概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
39	蒸発残留物				
40	陰イオン界面活性剤				
41	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
42	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)				
43	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2の通り	注3の通り
44	フェノール類				
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可
46	pH値				
47	味				
48	臭気				
49	色度				
50	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が、基準値の2分の1をこえたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が、基準値の2分の1をこえたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。